

農水産業協同組合貯金保険機構定款の一部変更（案）

刑法等の一部を改正する法律の施行（令和7年6月1日）に伴い、貯金保険法についても改正されたことから、農水産業協同組合貯金保険機構定款を別添「農水産業協同組合貯金保険機構定款新旧対照表（案）」のとおり変更する。

議案3 参考資料

趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和7年6月1日施行）において、刑の種類について懲役と禁錮に代えて拘禁刑が創設されたことから、貯金保険法に規定する運営委員会の解任事由が「禁錮以上の刑」から「拘禁刑以上の刑」に改正された。（貯金保険法第19条第1項第2号）

これに伴い、定款で規定されている運営委員会委員の解任事由についても同様の変更を行う。

変更点

運営委員会委員の解任事由について、「禁錮以上の刑」から「拘禁刑以上の刑」に変更する。（定款第15条第1項第2号）

施行日

認可の日

農水産業協同組合貯金保険機構定款の一部を新旧対照表のとおり変更する。

農水産業協同組合貯金保険機構定款新旧対照表（案）

新	旧
<p>(委員の解任)</p> <p>第十五条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>二 <u>拘禁刑</u>以上の刑に<u>処せられた</u>とき。</p> <p>三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。</p> <p>四 職務上の義務違反があるとき。</p>	<p>(委員の解任)</p> <p>第十五条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>二 <u>禁錮</u>以上の刑に<u>処された</u>とき。</p> <p>三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。</p> <p>四 職務上の義務違反があるとき。</p>

附 則 (令和 年 月 日)

この定款の変更は、令和七年 月 日から施行する。

農水産業協同組合貯金保険法（抜粋）

〔 昭和四十八年七月十六日 〕
〔 法律 第五十三号 〕

（権限）

第十五条 次章から第五章まで及び第七章から第八章までに規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければ
ならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画
- 四 決算
- 五 その他委員会が特に必要と認める事項

（定款の変更）

第四十七条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。